

---

プロジェクト ASAF 対応

項目 株式に基づく報酬

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 4 月に開催される ASAF 会議において議論が予定されている株式に基づく報酬の会計処理について、これまでの経緯、IASB スタッフによるペーパー<sup>1</sup>の概要及び当委員会の対応案について、2016 年 2 月に開催された ASAF 対応専門委員会で示されたご意見を踏まえて作成したものである。

## II. これまでの経緯

2. IASB は、アジェンダ協議 2011 において IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の複雑性（解釈上の論点を含む。）について懸念を表明するフィードバックが多数寄せられたことを踏まえ、「株式に基づく報酬」をリサーチ・プロジェクトに追加した。
3. IASB は、2004 年 2 月に IFRS 第 2 号を公表し、その後、2008 年及び 2009 年に一部同基準の修正を行っている。また、最近においても、2013 年 12 月に年次改善（2010-2012 サイクル）「権利確定条件の定義」、2014 年 11 月に公開草案「株式報酬取引の分類及び測定」<sup>2</sup>が公表されている。
4. 「株式に基づく報酬」のリサーチ・プロジェクトは現在、評価段階（すなわち、財務報告上の問題がないかどうかを把握し、追加的な対応の必要性の有無を検討するために、実務上の論点の識別及び評価を実施する段階）にあり、IASB スタッフによるリサーチが行われている。また、2015 年 11 月の IASB 会議において、当該リサーチの結果をまとめたペーパー（以下「IASB スタッフ・ペーパー」という。）が提出されるとともに、同プロジェクトの中間報告が行われている。
5. 2016 年 4 月に開催される ASAF 会議では、上記の状況を踏まえ、IFRS 第 2 号について IASB スタッフ・ペーパーに基づき ASAF メンバーによる意見交換が予定されている。なお、ASAF 会議において IFRS 第 2 号に関する意見交換が行われるのは、今回の会議が初めてとなる。

---

<sup>1</sup> 2016 年 4 月に開催される ASAF 会議においては、2015 年 11 月の IASB 会議に提出された IASB スタッフによるペーパーを基礎として議論することが予定されている。

<sup>2</sup> 2015 年 12 月の IASB 会議において審議が完了したことを受け、2016 年 5 月に IFRS 第 2 号の狭い範囲の修正として公表される見通しである。

### Ⅲ. IASB スタッフ・ペーパーの概要

#### プロジェクトの目的

6. 「株式に基づく報酬」は、次の2つを目的として、アジェンダ協議 2011 におけるフィードバックを踏まえてリサーチ・プロジェクトに追加された。
  - (1) IFRS 第 2 号に複雑性を生じさせる原因に関して、実務において生じた適用上の論点のうち主要なものをレビューするとともに、複雑性が最も多くみられる領域を識別すること
  - (2) IFRS 第 2 号に関する解釈上の要望が多く寄せられている理由を分析すること
7. 本リサーチ・プロジェクトには、IFRS 第 2 号第 7 項に定めるコア原則（すなわち、「企業は、株式に基づく報酬取引で受け取るか又は取得した財又はサービスを、当該財を獲得した時又はサービスを受け取った時に認識しなければならない。」）の見直しを行うことを意図するものでなく、あくまでも基準の複雑性を低減し、実務における適用上の論点を解決することを目的としている。
8. リサーチのプロセスは、次のとおりである。
  - (1) プロジェクト計画に沿ってリサーチを実施する<sup>3</sup>。
  - (2) リサーチ結果を IASB へ報告する(2015 年 11 月の IASB 会議に提出された本 IASB スタッフ・ペーパーがこれに該当する。)
  - (3) アジェンダ協議 2015 (や追加的なアウトリーチ) に寄せられたフィードバックに基づいて、IASB が今後の進め方を決定する。なお、IFRS 第 2 号の重要性や緊急性について、アジェンダ協議 2015 に寄せられた見解の要約は、別紙 4 参照。

---

<sup>3</sup> 具体的には、次の作業が行われた。

- (1) アジェンダ協議 2011 へのフィードバックのレビュー
- (2) IFRS 解釈指針委員会に寄せられた IFRS 第 2 号に関連する要望のレビュー
- (3) 2015 年 3 月に開催された世界作成者 (Global Preparers Forum : GPF) 会議における財務諸表作成者との意見交換
- (4) IASB メンバーや監査事務所の者との意見交換、監査事務所の公表物のレビュー
- (5) 財務諸表利用者及び投資者へのアウトリーチ
- (6) 米国財務会計財団 (FAF) による FAS123 (R) の適用後レビューの結果の検討
- (7) フランス会計基準設定主体 (ANC) が 2010 年 11 月の IFRS-AC 会議に提出したペーパーのレビュー
- (8) IFRS 第 2 号に基づく開示事例のレビュー

## リサーチ結果の概要

9. これまでのリサーチ及びアウトリーチの結果、IFRS 第 2 号は実務における適用上の複雑性を生じさせており、それには主として次の 2 つの原因があると考えられる。

- (1) 株式に基づく報酬の取決めそのものの複雑性
- (2) IFRS 第 2 号で採用されている会計モデル(付与日における公正価値を基礎として測定する会計モデル、以下「付与日公正価値測定モデル」という。)の複雑性

### (株式に基づく報酬の取決めそのものの複雑性)

10. IFRS 第 2 号が複雑であるという印象は、株式に基づく報酬の取決めそれ自体が多様かつ複雑であることが大きく寄与している。
11. 経営者は株式に基づく報酬の取決めの組成にあたって、経営幹部や従業員等からのサービス提供に報いることのみならず、特定の会計処理結果(例えば、株式報酬費用の金額やその変動幅を最小化したり、費用の認識時期を遅らせようとする)を目的とすることがあり、これが株式に基づく報酬の取決めそのものの複雑性及び多様性を高める一因となっている。
12. また、金額的には、株式報酬費用は財務諸表全体に比べて必ずしも大きなものではないとしても、質的観点からは株式報酬がとりわけ経営幹部へ付与されることが多く関係者の注目を集める(特に、コーポレート・ガバナンスや受託責任に強い関心を寄せる者から、株式報酬への関心が示される)。このことも、株式に基づく報酬の取決めの複雑性及び多様性を増大させる一因となっている。

### (付与日公正価値測定モデルの複雑性)

13. IFRS 第 2 号は、持分決済型の株式報酬取引について、広い意味で「付与日公正価値測定モデル(grant date fair value model)」を採用している<sup>4</sup>。このモデルでは、株式報酬費用が資本性金融商品の付与日の公正価値を参照して測定され、付与日後に事後的にその金額が調整されることはない。このため、株式報酬費用は、企業と他方の当事者(従業員を含む。)が株式に基づく報酬の取決めに合意した付与日(合意の承認日)で「固定」(frozen)され、付与日後の公正価値の変動は株式報酬費用の金額に一切影響を及ぼさない。

---

<sup>4</sup> IFRS 第 2 号では、後述する通り、「修正付与日公正価値測定モデル」が採用されているが、ここでは「報告日公正価値測定モデル」との対比で、(修正付与日公正価値測定モデルではなく)「付与日公正価値測定モデル」と記載している。

14. 適用上の主要な論点を分析した結果、複雑性の根本原因は、次のとおり、IFRS 第2号の中に2つの異なる測定モデルが存在することであり、とりわけ、持分決済型の株式報酬取引の「付与日公正価値測定モデル」が複雑性を増大させる原因になっているように考えられる（適用上の論点の詳細は別紙1参照）。

図表1：付与日公正価値測定モデルに関する主要な適用上の論点

	主要な適用上の論点	複雑性の根本原因
(1)	2つの測定モデルが存在することから生じる複雑性	類似取引に2つの測定モデルが存在すること
(2)	費用額が企業の当期の成果（current result）を反映しているようにはみえないこと	付与日公正価値測定モデルの複雑性（持分決済型の株式報酬取引の測定モデルの問題）
(3)	会計処理の結果が直観に反する取引があること	
(4)	権利確定条件と権利確定条件以外の条件の分類の複雑性	
(5)	付与日の公正価値の測定上の仮定を事後的に微調整（true up）できないことによる、付与日の公正価値測定における前提条件に掛かる圧力	
(6)	現金決済型と持分決済型の分類	
(7)	開示の量	負債と資本の分類の問題 開示原則の問題

### IFRS 第2号の測定モデル

15. IFRS 第2号の目的は、企業が次のいずれかと交換に財又はサービスを受領する取引に関する会計処理を定めることである。
- (1) 持分決済型の株式に基づく報酬の取決めの場合：資本性商品（株式又は株式オプション）の発行
  - (2) 現金決済型の株式に基づく報酬の取決めの場合：企業の株価をベースにした金額を支払う債務の発生
16. すべての株式に基づく報酬に関する取引は、企業が財又はサービスを受領する期にわたって公正価値による測定基礎を用いて、財務諸表に認識される。

17. 株式報酬費用の測定にあたり、IFRS 第 2 号には、大別すると、次の 2 つの測定モデルが存在する。なお、簡略化のため、従業員に対して株式報酬を付与するケースのみを前提とする。

(1) 付与日公正価値測定モデル（持分決済型の株式に基づく報酬の取決めの場合）

当該測定モデルでは、企業は株式又は株式オプションの価値をその付与日の公正価値で測定する。付与日の公正価値は市場価格に基づいて算定するが、市場価格を利用できない場合には評価技法を用いて見積計算を行う。付与日後に株式又は株式オプションの公正価値が変動したとしても、当初測定額が更新されることはない。

(2) 報告日公正価値測定モデル（現金決済型の株式に基づく報酬の取決めの場合）

当該会計モデルでは、企業は負債を付与日の公正価値で当初測定するとともに、その後の各報告日及び決済日において、当該時点の公正価値で事後測定（再測定）する。また、公正価値の変動差額は報酬費用（service cost）と再測定差額とを区別することなく当期の純損益として認識される。

#### （付与日公正価値測定モデル）

18. IASB は 2004 年に IFRS 第 2 号を開発した際、持分決済型の株式報酬取引は現金決済型の株式報酬取引と概念的に異なると考えた。とりわけ、IASB は、持分決済型の株式報酬取引の会計処理モデルにおいては、①資本取引に適用される原則を用いるべきであり、②従業員から提供されたサービスは企業が発行する資本性商品（株式又は株式オプション）の対価であると考えた。

19. 概念フレームワークにおいては、通常、資本取引の測定に対して次の原則が適用されるとされている。

(1) 当初、持分商品と交換に受領される資産は、その現在価値で測定する。

(2) 事後において、資本の再測定は行われ~~ない~~。

(3) 受領した資産は、発行された資本商品の価値の事後的な変動に応じて再測定されない。

(4) 他方、資産は、資産自体の価値の事後的な変動に関して再測定されるかもしれない（既に費消された資産は再測定されない）。

20. 他方、概念フレームワークでは、資本性商品の対価としてサービスが受領された際に、サービスをどのように測定すべきかについて明示的にされていない。

21. IASB は、資本性商品に適用される原則を使用するとともに、財・サービスがその公正価値で測定すべきである旨を決定した後、どの時点の公正価値で測定すべきかについて、取引の双方（借方、貸方）を次のとおり評価して検討した。

(1) 借方側

- ある期間に受け取ったサービスの価値は、付与された資本性金融商品の公正価値の事後的な変動とは無関係であることから、報告日公正価値モデルを採用することは不適切である。
  - 例えば、3年間の勤務を条件として従業員に付与されたストック・オプションで、企業が1年目に受け取ったサービスの価値は、ストック・オプションの公正価値の事後的な変動(2年目及び3年目の価格変動)とは無関係であり、1年目に受け取ったサービスの価値に影響を与えるものではない。
- 株式報酬の取決めの期間における資本性商品の公正価値の変動と受領したサービスの公正価値の変動との間には、高い相関関係はないだろうと考えられる。
- 以上より、「付与日公正価値測定モデル」が持分決済型の株式報酬の取決めに関する測定モデルとして最も適切であると考えられた。当該測定モデルでは、費用の金額は、双方の当事者が取引に参加した時点における資本性商品の公正価値を反映することになる。
- 付与日公正価値測定モデルでは、株式及び株式オプションの公正価値の変動について事後測定されない。このため、当該モデルによると、報告日公正価値測定モデルと比較してボラティリティが小さくなる。

(2) 貸方側

- 報告日公正価値モデル（毎報告日に再測定を求める）は、資本の再測定を行わないとしている概念フレームワークと整合しない（本資料第19項(2)参照）ことから適切ではない。

**(修正付与日公正価値測定モデル)**

22. IFRS 第2号では、「公正価値」という用語を IFRS 第13号「公正価値測定」における定義と異なる形で使用している。両者の主な差異は、企業は付与日で決定された公正価値に関する殆どの要素を「固定(freeze)」する一方、市場と関連しない権利確定条件(non-market vesting conditions)を報告日で再測定し続けることにある。当該アプローチは、「修正付与日公正価値測定モデル」と呼ばれている。

(ASBJ 事務局注：IFRS 第 2 号における持分決済型の株式報酬取引に関する会計処理)

- IFRS 第 2 号では、持分決済型の株式報酬取引において、資本性商品を当該商品が付与される条件を考慮しつつ、(該当がある場合)市場価値に基づいて、付与日の公正価値で測定するとされている。また、市場価値が入手できない場合、評価技法を用いて測定するとされており、最低限、①オプションの行使価格、②オプション期間、③原株式の現在価格、④株価について予想されるボラティリティ、⑤株式について予想される配当、⑥オプション期間におけるリスクフリー金利を考慮するとされている。
- IFRS 第 2 号における修正付与日公正価値測定モデルでは、株式報酬取引における条件の考慮について、次のようにするとされている。
  - 市場条件を除く権利確定条件(例：勤務条件)については、測定日における株式又は株式オプションの公正価値の見積りにおいて考慮せず、資本性商品の数を調整することで考慮される(当該調整の結果、資本性商品の対価として受領される財又はサービスについて認識される金額は、最終的に権利が得られる資本性商品の数をベースとしたものとなる。)
  - 権利確定期間において、企業は、入手し得る最善の情報に基づき、権利確定すると見込まれる(expected to vest)される資本性商品の数を見積もって、財又はサービスの費用を認識する。また、事後における情報において、権利確定が見込まれる資本性商品の数が以前の見積りと異なる場合、当該見積りを修正しなければならない。
  - 他方、権利確定条件のうち市場条件(例：目標株価)については、付与される資本性商品の公正価値の見積りにおいて考慮されなければならない。
  - また、権利確定条件以外の条件についても、付与される資本性商品の公正価値の見積りにおいて考慮されなければならない。

株式報酬取引における条件の測定への反映方法に関する詳細については、別紙 2 をご参照いただきたい。

23. IASB は、IFRS 第 2 号において、次の理由から「修正付与日公正価値測定モデル」を採用している。

(1) 実務における実行可能性

- 株式報酬を付与された従業員等が勤務条件を達成しない可能性や、企業が業績条件（株式市場条件以外）を達成しない可能性等の失権見込みを含め、すべての権利確定条件を付与日の公正価値（株式報酬の単価）に織り込んで見積計算を行うことは実務上極めて困難である。
- しかし、「修正」付与日公正価値測定モデルならば、失権見込み（勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件）を付与日の公正価値（株式報酬の単価）の見積計算から除外するとともに、毎報告日における株式報酬の数量の見積修正として反映させることが可能である。

(2) 米国会計基準とのコンバージェンス

- SFAS123 が採用するモデルに類似する「修正」付与日公正価値測定モデルを採用することにより、米国会計基準との一定のコンバージェンスを達成できる。

**(IAS 第 19 号「従業員給付」のモデル)**

24. IAS 第 19 号「従業員給付」では、報告日公正価値測定モデルを用いて長期にわたる従業員給付に関する債務に関する費用（借方側）及び負債（貸方側）が測定されている。但し、IAS 第 19 号のモデルは、借方側、貸方側それぞれについて、次の特徴を有する。

(1) 借方側

- 勤務費用は毎報告日に測定されるが、前期以前に認識された費用について再測定することはない。当該アプローチは「報告日公正価値測定モデル」の一種であるが、「勤務日測定モデル」ともいわれる。
- IFRS 第 2 号の会計モデルでは、付与日現在の情報を反映するようにサービスに関する測定を行うのに対して、IAS 第 19 号の会計モデルは報告日現在の情報を反映するように当期におけるサービスに関する測定を行う点で相違がある。

(2) 貸方側

- IAS 第 19 号において、負債は毎報告日に再測定され、再測定差額はその他の包括利益（OCI）に認識される。



- IFRS 第2号の修正付与日公正価値測定モデルが資本を付与日の公正価値で測定し再測定を行わないのに対して、IAS 第19号の会計モデルは負債を報告日現在の「企業にとっての最終的なコスト」の見積りによって測定する点で相違がある。

25. 上記の分析を一覧表にまとめると、次のとおりである。

**図表 2：各会計モデルの比較**

種類	測定モデル	再測定
IFRS 第2号における 持分決済型の会計モデル	修正付与日公正価値測定 モデル	部分的に再測定
IFRS 第2号における 現金決済型の会計モデル	報告日公正価値測定モデル	全面的に再測定
IAS 第19号における 退職後給付と類似した 会計モデル	報告日公正価値測定モデル (勤務日測定)	全面的に再測定

### 今後検討し得るアプローチ

26. 以上を踏まえ、今後の取組みにおいて検討し得るアプローチとしては、次の4つが考えられる。

- (1) 適用後レビューを実施する。
- (2) 修正付与日公正価値測定モデルについて、更なるリサーチを行う。
- (3) IFRS 第2号について狭い範囲の修正を行う。
- (4) 本リサーチ・プロジェクトを中断する。

#### (適用後レビューの実施)

27. IFRS 第2号の修正提案に対して、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、適用後レビューを実施した上で、包括的な検討を行うことを提案していた。IFRS 第2号は適用後レビューが制度化される前に公表されているため、同基準に関する適用後レビューはこれまで実施されていない。

28. しかし、IASB スタッフは次の理由から、現時点で適用後レビューを実施することは適切ではないと考えている。

- (1) IFRS 第 2 号は 2004 年の公表後、すでに数回にわたって改訂されていること
- (2) 重要な論点が追加的に生じるとは考えにくいこと
- (3) 当リサーチ・プロジェクトにおいて、実務の複雑性の原因となっている根本原因を識別しようとしていること
- (4) 適用後レビューを実施するには、長期間を要すること

**(修正付与日公正価値測定モデルに関するリサーチ)**

29. 今後の取組みにおいて取り得るアプローチとして、修正付与日公正価値測定モデルを再検討する方法が考えられる。

30. 実務の複雑性の原因は、修正付与日公正価値測定モデルにあることから、これを再検討しない限り、IFRS 第 2 号の実務適用上の複雑性を大きく低減することはできないと考えられる。しかし、このアプローチによると、長期間にわたることが想定されるほか、リソースが多く掛かるといった欠点がある。

31. 仮に修正付与日公正価値測定モデルを再検討する方向でリサーチを行う場合、具体的には、次の代替案が考えられる。

- (1) 代替案 1：持分決済型の株式報酬取引を資本取引ではなく負債取引として分類した上でその再測定を行い、再測定差額を純損益に認識する方法（現行の IFRS 第 2 号の現金決済型の株式報酬取引と同様の方法）
- (2) 代替案 2：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日において再測定し、再測定差額を純損益に認識する方法
- (3) 代替案 3：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日における公正価値で勤務費用を測定するとともに、前期以前に認識された費用の再測定は行わない方法。（IAS 第 19 号のモデルに類似する方法）

32. 上記 3 つの代替案の詳細については、別紙 3 をご参照いただきたい。

33. ただし、資本の特徴を有する金融商品（FICE）及び概念フレームワークの両プロジェクトの動向を十分に踏まえる必要がある。

**(狭い範囲の修正)**

34. 今後の取組みにおいて取り得るアプローチとして、何等かの狭い範囲の修正を行う方法が考えられる。
35. しかし、狭い範囲の修正では、実務の複雑性を大きく低減させることはできないと考えられるほか、基準の細かな修正を繰り返すとかえって複雑性を高めてしまうことになりかねない。このため、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会は IFRS 第 2 号関連論点のアジェンダ追加には慎重な対応が求められると考えられる。
36. FASB による米国会計基準の簡素化提案（2015 年 6 月公表の公開草案）にも、非公開企業に関するものを含め、実務に極めて重要な影響を及ぼすと思われるものはないと考えられる。

**(本リサーチ・プロジェクトの中断)**

37. 最後に、本リサーチ・プロジェクトを中断することが考えられる。しかし、リサーチ・プロジェクトを中断してしまうと、IFRS 第 2 号に 2 つの測定モデルが存在することによる複雑性が解消されないままとなり、適用上の論点の解決を図ることもできない。

#### IV. ASAF メンバーへの質問事項

38. ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。
- (1) IFRS 第 2 号によってもたらされている不必要な複雑性やその他の財務報告に関する問題があると考えるか。仮にそのように考える場合、IFRS 第 2 号の主要な原則を改訂することなく、複雑性を低減すること（又は、問題を除去すること）は可能か。
- (2) 当リサーチ・プロジェクト及び検討し得る今後のステップについて、何かコメントはあるか。

#### V. 当委員会事務局による気付事項

39. 本リサーチ・プロジェクトの進め方に関する当委員会事務局の気付事項は、次のとおりである。
- (1) 本リサーチ・プロジェクトを行うことの必要性について
- アジェンダ協議 2015 に対して当委員会から送付したコメント・レターにおいて、IFRS 第 2 号に関するリサーチは重要度：中、緊急度：中として位置づけており、特別に優先順位が高いものとして位置づけていない。また、IFRS 第 2 号については、当委員会として、一部の点を除き、

これまで基準の大幅な見直しをすべきという意見発信を行ったことはない。しかし、IFRS 第2号については、これまで IFRS 解釈指針委員会に比較的多くの明確化の要望が提出されているほか、幾つかの点について概念的に明確でないという見解もある。

- このため、IASB が IFRS 第2号についてリサーチ・プロジェクトとして取り組むことに反対しないことが考えられる。但し、解決策の方向性は、概念フレームワークや負債と資本の区分のプロジェクトの趨勢に影響される可能性があることから、少なくとも、中長期的な検討課題として位置づけることが適切と考えられる。

(2) リサーチ・プロジェクトの進め方について

- 中長期的なリサーチ・プロジェクトを進めるにあたっては、概念フレームワークや負債と資本の区分のプロジェクトの趨勢を十分に見極める必要がある。このため、リソースの適切な配分の観点から、概念フレームワークや負債と資本の区分のプロジェクトが完了した後、適切な時期に検討を行うべきと考えられる。

(3) 株式報酬取引について2つの会計モデルが存在することについて

- IASB スタッフ・ペーパーにおいて指摘されているとおり、現行の IFRS 第2号には持分決済型の株式報酬取引を対象とする修正付与日公正価値測定モデルと現金決済型の株式報酬取引を対象とする報告日公正価値測定モデルの2つの会計モデルが存在し、これが実務の複雑性を増大させる1つの要因になっているとも考えられる。
- しかし、両者は同じ株式報酬取引ではあるものの、負債と資本の区分を検討するに当たって重要な特徴である「決済手段」が通常異なることが想定されることから、会計モデルは異なるべきものと考えられる。
- このため、少なくとも、適用にあたっての複雑性を軽減することを目的として、当該2つの会計モデルのいずれか1つを廃止して1つの会計モデルに統一することは適切でないと考えられる。

(4) その他の気付事項

- ① 本資料第31項の代替案1（現行の IFRS 第2号の現金決済型の株式報酬取引と同様の方法）
  - 代替案1は、新株予約権の付与（決済において通常株式の発行が予定されている取引）から生じる企業の義務を（資本でなく）負債として認識・測定する考え方である。この考え方による場合、決済手段が企業の経済的資源に該当するか否かに係わらず、企業が引き渡す義務をすべて負債として考えることになり、従来の負債と資本の区分の考え方と大きく異なる。また、当委員会は、IASB の概念フレームワークの公開草案に対する検討や負債と資本の区分に関する検討に関して、これまで、こうした考え方を支持していない。このため、当該代替案を支持しないことが考えられる。

- ② 本資料第 31 項の代替案 2 (持分決済型の株式報酬取引を現行 IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、資本にも毎報告日において再測定する考え方を導入し、再測定差額を純損益に認識する方法)
- 代替案 2 によると、残余としての資本を再測定することによって収益や費用が認識されることになることから、現行の IASB の概念フレームワークや概念フレームワークの公開草案と重要な点で整合的でなくなると考えられる。また、当委員会は、IASB の概念フレームワークの公開草案に対して、資本の再測定を行うべきでない旨をコメントしている。このため、当該代替案を支持しないことが考えられる。
- ③ 本資料第 31 項の代替案 3 (IAS 第 19 号のモデルに類似する方法)
- 代替案 3 によると、IFRS 第 2 号と IAS 第 19 号との間で整合性が一部向上する可能性があるが、当該便益が明確でないほか、そもそも整合性を向上させる必要があるかについても明確でない。また、当該代替案による場合、場合によっては、OCI のノンリサイクリング項目を拡大することになる可能性もある。このため、当該代替案を支持しないことが考えられる。
- ④ その他 (権利確定後、失効した株式報酬の取扱い)
- IFRS 第 2 号では、株式報酬取引により権利が確定した後、従業員から行使されなかったため、失効した新株予約権について純損益に認識することが禁止されている。他方、我が国の会計基準では、これを純損益に認識することが要求されている。当該取扱いは、純損益の考え方に関して重要と考えられることから、リサーチ・プロジェクトを行う場合、概念フレームワークや負債と資本の区分のプロジェクトの趨勢を踏まえつつ、この点について検討することが有用と考えられる。

## VI. ASAF 対応専門委員会で示された見解

40. 2016 年 2 月に開催された ASAF 対応専門委員会で示された主な見解は、次のとおりである。

- (1) IASB スタッフの提案内容が必ずしも明確でないが、IFRS 第 2 号の基準開発当初から様々な見解がみられることを勘案すると、本プロジェクトは開始したとしても、結局は中断せざるを得なくなるのではないかと。また、事務局による気付事項において、権利確定後に失効した株式報酬の取扱いが純利益の考え方に関して重要とされているが、これは OCI のリサイクリングを禁止したものではなく、また、修正国際基準においても削除又は修正を行わなかった内容であることから、この点を取って発言する必要はないと考える。
- (2) IASB スタッフの目指している方向性が明確でなく、提案されているいずれの方法によったとしても、IFRS 第 2 号の改善につながるとは考えられない

のではないか。

- (3) 事務局の気付事項に異論はない。もし IFRS 第 2 号を改訂するならば、資本と負債の区分のような会計の根本的な部分から改訂しなければ解決できないが、そこまでの意図があるのかどうか、必ずしも明確でない。
- (4) 本論点は他の様々な論点へ波及する可能性があることから、事務局による気付事項に違和感はない。ただし、代替案 2 を否定する理由については、概念フレームワークのどの部分と整合性を欠くことになるかが明確でない。

## Ⅶ. ASAF 会議における当委員会による対応

41. ASAF 会議において、次の発言を行うことを予定している。

- (1) 我々は、IFRS 第 2 号に基づいて作成される財務情報が直観に合わないといった見解や同基準に準拠して作成される開示の量が過多になっているといった見解を含め、同基準に対して様々な見解が示されていることを承知しており、IASB が IFRS 第 2 号に関するリサーチ・プロジェクトについて取組みを行うことに反対しない。
- (2) しかし、検討にあたっては、持分決済型の株式報酬と現金決済型の株式報酬に区分して会計上の取扱いを示すべきか否か等、概念フレームワークや負債と資本の区分のプロジェクトの趨勢に影響を受ける可能性がある。
- (3) また、アジェンダ協議 2015 において本プロジェクトへ寄せられたフィードバックの過半数は、その重要度及び緊急度を「低」とするものであった（別紙 4 参照）。
- (4) したがって、本プロジェクトは少なくとも、短期的な解決策を模索するのではなく、中長期的な検討課題として位置づけるべきと考えている。

### 主要な適用上の論点

本資料の第0項に記載した「主要な適用上の論点」の詳細は、次のとおりである。

#### (1) 2つの測定モデルが存在することから生じる複雑性

- 付与日測定モデルでは、企業が最終的に与える対価の価値を反映しない。このため、最終的に従業員が受領する対価が同額だった場合でも、持分決済型と現金決済型で異なる額が費用として認識される。
- 報告日測定モデルを支持する者からは、同モデルは次のような長所があるという指摘がされている。
  - 最終的な決済額（支払額）の価値を反映するため、理解が容易である。
  - 権利確定条件と権利確定条件以外の条件を区別する必要がなくなる。
  - 取消時に戻入れの会計処理（費用の戻入れ）をすることが可能になる。
  - 条件変更時の会計処理が整合的になる（権利者に有利な条件変更がされる場合、追加費用を認識し、権利者に不利な条件変更の会計処理がされる場合、利得を認識する。）
  - アウト・オブ・ザ・マナー（underwater）のストック・オプションについて、費用を認識することがなくなる。
  - 法域によっては、財務諸表上の費用額が、税務上の損金とほぼ同額になる。
  - 財務諸表利用者にとって、持分の希薄化の潜在的な影響が理解し易くなる。
  - 直近の情報に基づいて、企業への便益に対するコストを反映することが可能となる。
- 他方、報告日測定モデルについては、次のような欠点が指摘されている。
  - 資本の再測定を行うことになってしまう。
  - 公正価値測定をより頻繁に行うことが必要となり、実務的な負荷が増す。

#### (2) 費用額が企業の当期の成果を反映しているようにはみえないこと

- IFRS 第2号においては、付与日時点で測定された費用額が、権利確定期間にわたって認識され、実際に権利行使されて決済されるまでに、かなり時間が経過していることがある。
- このため、特に株価水準が付与日と行使日とで大きく異なっている場合などは、当期の成果を反映しているようにみえず、一般には理解が困難となることがある。

**(3) 会計処理の結果が直観に反する取引があること**

- 株式報酬取引については、主に、次の点について、会計処理の結果が直観に反するとされている。

図表 3：会計処理の結果が直観に反すると指摘されている事項

取引	IFRS 第 2 号の会計処理の結果	IFRS 第 2 号の説明
取消し	費用が継続して認識される。 (たとえ従業員が退職しても、費用の戻入は行わない。)	・費用は、付与日の公正価値(企業が取消しをすることはないという前提)を反映すべきであるとされている。
不利な条件変更	費用の戻入は行わない。 (有利な条件変更の場合には、追加費用が発生する。)	・費用額には、少なくとも、付与日の公正価値が反映されるべきである。
アウト・オブ・ザ・マネー (underwater) のストック・オプション	費用が継続して認識される。 (費用の戻入は行わない。)	・費用には付与日の公正価値を反映すべきである。 ・付与日の公正価値には、市場のボラティリティがすでに織り込まれている。

- 多くの者は、次の理由から、会計処理の結果が直観的に理解できないでいる。
  - 修正付与日方式には、付与日の公正価値に反映される要素とそうでない要素とがあること
  - 現行の要求事項には、企業の経済実態の描写よりも、基準の濫用リスクの防止が意図されているものがあること(例えば、取消しがされる場合に費用の戻入を行うことを認めると、株価下落時に取消しによって利得を認識できてしまうリスクを防止しようとしている。)
- これらの懸念は、付与日で公正価値を測定する持分決済型にのみ強調されており、各報告日で公正価値を測定する現金決済型には生じていない。

**(4) 権利確定条件と権利確定条件以外の条件の分類の複雑性**

- 株式報酬に基づく取決めは、通常、従業員等が企業の株式を受領するために条件が付されている。当該条件は、次のように「権利確定条件」と「権利確定条件以外の条件」に区分され、それぞれについて、更に次のように細分化される。  
(権利確定条件)
  - 勤務条件
  - 市場をベースとした業績条件(例：株価)
  - 市場と関連しない業績条件(例：IPOの成功)



(権利確定条件以外の条件)

- 企業と従業員のどちらも条件に合致したかを選択できない条件 (商品インデックスをベースとした目標)
  - 従業員等が条件に合致したかを選択し得る条件 (例: 行使価格に向けた寄付の支払い)
  - 企業が条件に合致したかを選択し得る条件 (企業が制度の取消を行わないこと)
- 上記の区分について、IFRS 解釈指針委員会において多くの議論がされており、ガイダンスの公表がされてきた。この結果、複雑性が増したとの指摘があるが、報告日測定モデルによる場合、これらを検討することは不要となる。

#### (5) 付与日の公正価値の測定における前提条件に掛かる圧力

- 公正価値の算定には、様々な前提条件を置きつつ複雑な評価技法を用いることが必要である。このため、公正価値に代えて本源的価値によって測定することによって、複雑性が削減し得るとの提案もある。しかし、本源的価値による方法は、株式オプションの見積価値を完全には反映しない。

#### (6) 現金決済型と持分決済型の分類

- 持分決済型と現金決済型の株式報酬の区分は、従業員等に求められる決済方法をベースとしたものである。当該分類の方法は、IAS 第 32 号における負債と資本の分類の方法と異なっている。
- この点、決済方法 (持分によるか、現金によるか) が将来事象に依存する株式報酬があり、この場合、IFRS-IC は、持分と現金のどちらで決済される可能性が高いか (probable) によって分類することを提案していた。これについて、IASB メンバーからは、IC の提案する方法では IAS32 と整合しないという意見や、FICE のリサーチ・プロジェクト (負債か資本かの論点) の結果とも整合しなくなる可能性があるという意見が聞かれた。このため、この論点は 2014 年 4 月に IASB アジェンダから除外された。
- これについて投資者と議論した結果、決済方法による区分は、将来のキャッシュ・フロー予測に資する情報をもたらすという見解が聞かれている。

#### (7) 開示の量

- IFRS 第 2 号は、企業の財務諸表において過剰な情報を開示することになっているとしばしば批判される。
- 但し、基準設定の観点からは、現行の IFRS 第 2 号は、最近行われた IAS 第 1

号の修正と併せて考えれば、企業に適切な程度の柔軟性を与えていると考えられる。

**修正付与日公正価値測定モデル：株式報酬取引の条件の公正価値への反映方法**

本資料第 22 項に記載した株式報酬取引における条件を測定にどのように反映するかに関する詳細は、概ね次の表のとおりである。

図表 4：株式報酬取引における条件の公正価値への反映

		権利確定条件			権利確定条件以外の条件		
		勤務条件	業績条件		企業も相手方も、条件が充足されるかどうかを選べない	相手方が条件を充足するかどうかを選べる	企業が条件を充足するかどうかを選べる
			株式市場条件	株式市場条件以外の業績条件			
条件の例		3年間勤務を継続するという要求	企業の資本性金融商品の市場価格に基づく目標	株式公開の成功に基づく目標(所定の勤務の要求付き)	商品価格指数に基づく目標	株式に基づく報酬の行使価格に向けての掛金の支払	企業による制度の継続
持分決済型	勤務単位方式 (旧方式)	P	P	P	P	P	P
	修正付与日方式 (現行方式)	Q	P	Q	P	P	P
現金決済型	2014年の公開草案の提案(基本的に、このまま最終化の方向)	Q	P	Q	P	P	P

(注) 上記表において、Pは公正価値、Qは数量を意味する。

### 修正付与日公正価値測定モデルの代替案の詳細

本資料第 31 項に記載したとおり、修正付与日公正価値測定モデルに関するリサーチを行う場合、次の 3 つの代替案が考えられる。

- (1) 代替案 1：持分決済型の株式報酬取引を資本取引ではなく負債取引として分類した上でその再測定を行い、再測定差額を純損益に認識する方法（現行の IFRS 第 2 号の現金決済型の株式報酬取引と同様の方法）
- (2) 代替案 2：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日において再測定し、再測定差額を純損益に認識する方法
- (3) 代替案 3：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日における公正価値で勤務費用を測定するとともに、前期以前に認識された費用の再測定は行わない方法。（IAS 第 19 号のモデルに類似する方法）

IASB スタッフ・ペーパーでは、上記代替案による財務情報について、次のような数値例を示しつつ、説明がされている。

#### （前提条件）

- 従業員は 3 年間の勤務条件を満たせば、企業から 100 株を付与される。
- 付与日及び各報告日における 100 株の公正価値の推移は次のとおりである。

	付与日	第 1 年度末	第 2 年度末	第 3 年度末
公正価値	30	60	72	90

(各代替案に基づく財務情報の概要)

代替案	借方				貸方
	第1年度 P/L 費用額	第2年度 P/L 費用額	第3年度 P/L 費用額	P/L 費用 累計額	
IFRS 第2号	10 =1/3×30	10	10	30	資本
代替案1	20 =1/3×60	28 =2/3×72-20 =1/3×72 +4(注1)	42 =3/3×90 -(20+28) =1/3×90 +12(注1)	90 (注3)	負債
代替案2	20 (同上)	28 (同上)	42 (同上)	90 (注3)	資本
代替案3	20 =1/3×60	24 =1/3×72	30 =1/3×90	74 (注2)	資本

(注1) 計算式中の4及び12は、報告日公正価値測定モデルによる再測定差額（報告日公正価値測定モデルによった場合の当期末までの報酬費用累計額と前期末までの報酬費用累計額との差額）であり、それぞれ次のように計算される。

$$4 = 1/3 \times 72 - 20$$

$$12 = 2/3 \times 90 - (20 + 28)$$

(注2) 代替案3のP/L費用累計額74は、勤務日測定を行うIAS第19号の退職後給付（確定給付制度）の方法によった場合に類似する。しかし、同方法では負債がOCIを通じて再測定される点において代替案3の方法と相違する。したがって、代替案3を同方法によって計算した場合には、純損益に費用累計額74を認識するとともにOCIに再測定差額16（=4+12）を認識し、資本に認識される総額は90となる。

(注3) 代替案1と代替案2の費用累計額は、確定給付負債を再測定しその差額を純損益に認

識する IAS 第 19 号の「その他の長期従業員給付」と同様となる。この点、報告日公正価値測定モデルを前提に、報酬費用(service cost) と再測定差額とを区分し、前者を純損益に認識するとともに後者を OCI に認識する方法を導入すれば、IAS 第 19 号の退職後給付（確定給付制度）の測定モデルに近づけることができる。

**(各代替案に関する分析)**

各アプローチの長所及び短所は、次のとおりと考えられる。

代替案	長所	短所
IFRS 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決済方法を反映すること（概念フレームワークにおける負債の定義と整合的）</li> <li>● 資本について純損益を通じた再測定を行わないとする概念フレームワークと不整合が生じないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （解釈上の論点が多数あり、）複雑であること</li> <li>● 報告日の価値を反映しないこと</li> <li>● 現金決済型の株式報酬契約の測定モデルと整合しないこと</li> </ul>
代替案 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告日の価値を反映すること</li> <li>● 資本について純損益を通じた再測定を行わないとする概念フレームワークと不整合が生じないこと</li> <li>● 現金決済型の株式報酬契約の測定モデルと整合すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決済方法を反映しないこと（概念フレームワークにおける負債の定義と整合しない）</li> <li>● 当期の勤務費用と再測定差額とが必ずしも区分されないこと</li> </ul>
代替案 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告日の価値を反映すること</li> <li>● 決済方法を反映すること（概念フレームワークにおける負債の定義と整合的）</li> <li>● 現金決済型の株式報酬契約の測定モデルと整合すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本について純損益を通じて再測定を行わないとする概念フレームワークと不整合が生じること</li> <li>● 当期の勤務費用と再測定差額とが必ずしも区分されないこと</li> </ul>
代替案 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期の勤務について、報告日の価値を反映すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再測定を反映しないこと</li> <li>● 現金決済型の株式報酬契約の測</li> </ul>

代替案	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 決済方法を反映すること</li><li>● 資本について純損益を通じた再測定を行わないとする概念フレームワークと不整合が生じないこと</li></ul>	定モデルと整合しないこと

### アジェンダ協議 2015 フィードバック・サマリー

アジェンダ協議 2015 において、当プロジェクトに対して関係者から寄せられたフィードバックの要約は次のとおりである。

ランキング	重要度	緊急度
高	4	4
中	18	17
低	37	36
小計	59	57
無回答	59	61
合計	118	118

#### (1) 回答者

主要な回答者は基準設定主体、会計事務所及び関連団体であった。他方、財務諸表作成者からの回答は少数（6社）に留まり、また回答内容も様々であった。

#### (2) 重要度「低」

##### ● 回答者

- 回答者の過半数が重要度「低」と回答した。
- 回答者の属性に明確な傾向はみられなかった。

##### ● 回答理由

- 他のプロジェクトよりも優先度が低い。
- IFRS 第2号から生じる実務適用上の課題の多くは、基準の事後的な修正を通じて解決したため、これ以上プロジェクトを進める必要はない。
- IFRS 第2号は米国会計基準とほぼコンバージェンスされた基準であるところ、これを大きく修正すると両基準間に乖離が生じる。



(3) 重要度「中」

● 回答者

- 回答者の属性に明確な傾向はみられなかった。

● 回答理由

- (明示的ではなかったが) 複雑性に対する懸念は、実務において過度のものとははいえない。

(4) 重要度「高」

● 回答者

- 英国勅許公認会計士協会 (ACCA)、カナダ証券当局 (CSA)、中国会計基準委員会 (CASC)、南アフリカの大手金融機関

● 回答理由

- 株式に基づく報酬の取決めに関連するヘッジ等を含め、その経済的実態が財務諸表へ忠実に反映されない (南アフリカの大手金融機関)。
- その他の回答者については、アジェンダ・ペーパーには回答理由が明示されていない。

(5) 他のプロジェクトとの関連

3名の回答者から、当プロジェクトの重要度をどのように評価するかにかかわらず、当プロジェクトはFICE (資本の特徴を有する金融商品) のプロジェクトと同時に又はその後に検討すべきとのコメントが寄せられた。

以 上